都道府県・指定都市・中核市 御担当者 各位

財務省 主計局 厚生労働第5係

平成31年度予算執行調査「障害福祉サービス等報酬」の実施について

平素より財務行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、財務省において、平成31年度の予算執行調査の対象事案を選定し、調査に着 手することを公表しました。

本調査は、障害福祉サービスのうち、児童発達支援事業所のサービスの提供状況等を把握するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、下記の要領により、貴管下の児童発達支援事業所に対し、調査票を送付いただき、取りまとめの上でご提出いただきたく存じます。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただきご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、本調査事案については、財務省から厚生労働省に対して調査協力依頼を行っているところです。

記

1.調査対象事案 : 厚生労働省 障害福祉サービス等報酬(児童発達支援)

2. 調査対象先 : 平成30年4月1日時点で、児童発達支援の指定を受けている事

業所(平成31年4月1日時点で、当該サービスを休止・廃止し

ている事業所は除く。)

3. 調 査 方 法 : 「書面調査」

4. 提出期限等 : ①提出期限 令和元年5月17日(金)

②提出物「調査票(都道府県等回答用)」

※「調査票(事業所回答用)」の提出は不要です。

③提出方法 電子媒体 (メール) による提出

④提 出 先 財務省 主計局 厚生労働第5係 油原

メールアト゛レス yoshiaki.yuhara@mof.go.jp

⑤連 絡 先 03-3581-4111 (内線 2785)

- 5. 添付資料:「調査依頼文書(案文)(都道府県等→事業所)」
 - ※ 日付、ご担当者名等 (グレーのハイライト部分) を入力い ただいた上、調査対象事業所へ送付願います。

「調査票(事業所回答用)」

※ 「調査依頼文書(案文)(都道府県等→事業所)」とともに、調査対象事業所へ送付願います。

「調査票(都道府県等回答用)」

※ 「調査票(事業所回答用)」の結果を取りまとめの上でご 提出ください(調査対象事業所への送付は不要です)。

6. その他

本調査にご協力いただいた事業所の回答内容については、集計・分析を行った上で、 公表を予定していますのでご承知置き下さい。ただし、個別の調査先名等は公表いた しません。